対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
長崎県壱岐市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
勝本町勝本浦及び勝本町東触（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十三度五十二分七秒、東経百二十九度四十分二十六秒の点 二　北緯三十三度五十二分二十七秒、東経百二十九度四十分三十六秒の点 三　北緯三十三度五十二分四十五秒、東経百二十九度四十分五十二秒の点 四　北緯三十三度五十二分四十八秒、東経百二十九度四十一分三秒の点 五　北緯三十三度五十二分三十四秒、東経百二十九度四十一分四十七秒の点 六　北緯三十三度五十二分十五秒、東経百二十九度四十一分四十七秒の点 七　北緯三十三度五十二分六秒、東経百二十九度四十一分五十四秒の点 八　北緯三十三度五十二分四秒、東経百二十九度四十一分五十三秒の点 九　北緯三十三度五十一分五十一秒、東経百二十九度四十一分五十五秒の点 十　北緯三十三度五十一分三十五秒、東経百二十九度四十一分四十六秒の点 十一　北緯三十三度五十一分二十九秒、東経百二十九度四十一分四十四秒の点 十二　北緯三十三度五十一分二十七秒、東経百二十九度四十一分四十四秒の点 十三　北緯三十三度五十一分二十五秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点 十四　北緯三十三度五十一分二十三秒、東経百二十九度四十一分三十五秒の点 十五　北緯三十三度五十一分二十一秒、東経百二十九度四十一分二十一秒の点 十六　北緯三十三度五十一分二十一秒、東経百二十九度四十一分〇秒の点 十七　北緯三十三度五十一分三十一秒、東経百二十九度四十分四十四秒の点 十八　北緯三十三度五十一分四十九秒、東経百二十九度四十分二十九秒の点 十九　北緯三十三度五十一分五十六秒、東経百二十九度四十分三十二秒の点 二十　北緯三十三度五十一分五十一秒、東経百二十九度四十分二十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十三　海上自衛隊上対馬警備所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	上対馬町大浦八百四十七番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市	上対馬町大浦及び上対馬町鰐浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県対馬市	上対馬町大浦、上対馬町河内、上対馬町豊及び上対馬町鰐浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十四度四十分三十一秒、東経百二十九度二十六分一秒の点 二　北緯三十四度四十分二十七秒、東経百二十九度二十五分四十三秒の点 三　北緯三十四度四十分三十四秒、東経百二十九度二十五分十二秒の点 四　北緯三十四度四十分五十五秒、東経百二十九度二十四分五十六秒の点
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸により囲まれた海域	五　北緯三十四度四十一分二秒、東経百二十九度二十四分五十五秒の点 六　北緯三十四度四十一分十一秒、東経百二十九度二十四分五十六秒の点 七　北緯三十四度四十一分二十一秒、東経百二十九度二十五分一秒の点
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び八に掲げる点と十四に掲げる点とを結ぶ海岸により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	八　北緯三十四度四十一分三十三秒、東経百二十九度二十五分十四秒の点 九　北緯三十四度四十一分三十六秒、東経百二十九度二十五分十八秒の点 十　北緯三十四度四十一分三十八秒、東経百二十九度二十五分二十三秒の点 十一　北緯三十四度四十一分四十一秒、東経百二十九度二十五分三十八秒の点 十二　北緯三十四度四十一分四十秒、東経百二十九度二十五分四十二秒の点 十三　北緯三十四度四十一分四十一秒、東経百二十九度二十五分五十一秒の点 十四　北緯三十四度四十一分三十九秒、東経百二十九度二十六分九秒の点